愛育センターのあり方について

障害種別によらない多様な障害に対応

平成24年に児童福祉法が改正され、重複障害に対応するとともに、身近な地域で支援を受けられるよう、障害種別ごと(知的・肢体・発達等)に分かれている障害児施設が一元化された。

セーフティーネットの維持

どこにも通所できない障害児や保護者支援など、より丁寧な支援が必要な障害児を受け入れる「セーフ ティーネット」を維持しなければならない。

専門職の有効的な活用

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・相談支援専門員・障害児への専門性を持つ保育士等を有効的に活用する。

平成32年4月から 愛育センター全体での組織体系の変更



組織体系

各学園を統合し,一つの「福祉型児童発達支援センター」とする。

【現】 愛育センター 係制

管 理 係

み ど り学園 40 名定員 「福祉型児童発達支援センター」

わかくさ学園 40名定員「医療型児童発達支援センター」

こども通園センター 70名定員「児童発達支援事業所」

【新】愛育センター(仮称)スタッフ制

管理担当(事務職員 用務員 等) 施設管理•給付費請求等

療育支援担当(保育士・児童指導員 等) 児童発達支援(合計 120 名定員想定 (仮称)みどり・わかくさ・ひまわりクラス)

密接な連携

地域支援担当(各療法士•相談支援専門員•

保育士等)

センター内リハビリテーション・保育所等 訪問支援・相談支援 等

今後の課題

1 関係者団体の理解

2 人員体制の変更

3 施設種別の変更